

平成31年（令和元年）度鳥取県体力・運動能力調査実施要項

体育保健課

1 実施期間 平成31年4月～令和元年7月

2 実施方法

- (1) 正しく計測を行うため、鳥取県版新体力テストマニュアルを熟読の上、児童生徒にしっかり説明を行い、準備運動や練習を行った上で実施する。
- (2) 体育保健課ホームページに掲載してある「新体力テスト実施要項（スポーツ庁）」による。ただし、中学校・高等学校の持久走と20mシャトルランテストの選択については、継続して記録の推移が観察できることから、20mシャトルランテストとする。
- (3) 全児童生徒に実施する。ただし、事情により実施できない種目がある児童生徒は、実施可能な実技種目及び質問紙調査を実施し、報告する。
- (4) 座高の測定は行わなくてよい。報告の際は座高の欄を空欄にする。

3 報告

(1) 報告対象

- ①各学年各学級男女別に**児童生徒全員**を報告する。
※特別支援学校においては、児童生徒の状況に応じて実施する。
- ②未実施種目のある児童生徒は、**集計システムに入力後、システム内の個人票登録画面にある「集計除外フラグ」にチェックを入れ、集計対象からはずす。**

(2) 報告方法

「体力・運動能力調査集計システム」に各学校が直接データを入力する。

※入力の方法等については体育保健課ホームページまたは各学校に送付した「児童生徒の体力づくり（平成31年3月）」P102～P104を参照。

※システムにログインするためのID、パスワードは、別添参照。

(3) 報告期限：令和元年8月21日（水）

4 その他

- (1) 集計システムにデータ入力後、個人票画面で各個人の昨年度の学級・出席番号を入力すると昨年度の記録とつながり、毎年繰り返すことによって、平成25年度から卒業までの記録が印刷できる。（全校一括での入力も可能。詳しくは体育保健課ホームページまたは各学校に送付した「児童生徒の体力づくり（平成31年3月）」P97～P101参照）

（※ただし、転校や学校統合等、児童生徒の所属する学校が変わった場合はできない）

- (2) 本調査のデータを以下に挙げたもの等に活用する。

- ・体力・運動能力調査（スポーツ庁実施）
- ・その他、県が行う県内の児童生徒の体力・運動能力の状況分析

- (3) 実技調査の実施にあたっては、児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払うこと。
医師から運動を制限・禁止されている児童生徒はもちろん、当日、身体の異常を訴える児童生徒は調査を行わず、状況に応じて代替日を設けるなど適切な処置を行うこと。また、熱中症による事故を防ぐため、水分補給や日よけを設けること等適切な配慮を行うこと。

※体育保健課ホームページにアクセスして、集計システムや利用の仕方、体力・運動能力調査実施要項等が使用できる。

※データを入力するエクセルファイル及び、鳥取県版測定マニュアルについては、県立学校においては通知文書データベース、市町村（学校組合）立学校へは、学校業務支援システムにて市町村（学校組合）教育委員会を通じて送付する。

問合せ先 鳥取県教育委員会事務局体育保健課

学校体育担当 山本・諸家 電話 0857-26-7522